

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年10月3日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年10月3日（木）午前9時00分～ 本庁舎2階 災害対策室2

2 出席者

市民課 篠田課長、松田主査

3 件名

マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・土日開庁については、半日開庁でなく、1日開庁とする方が市民サービスにつながるのではないか。
 - ・推進体制として部局横断型の体制を構築せずに対応できるのか。
→現段階では予定なしとし、必要に応じて検討していく。
 - ・過去の実績から月1,000件を交付する場合、職員6名体制が必要とのことだが、交付枚数が月1,000件に満たない令和2年4月から6名体制とするのか。
→交付に当たって、研修等の期間が必要である。また、交付枚数については、国が示す下限値以上となる枚数を設定し、交付枚数に応じて交付体制を整えている。今後、実数に応じて予算計上する。
 - ・交付体制として、正規職員を1名から2名とするとのことだが、実数としては増やさないということで良いか。
→正規職員1名の増員は、課内での事務配分の見直しにより対応する。
- 【結論・指示】**
- ・非常勤職員の所要経費については、来年度から会計年度任用職員制度に移行するため、所要経費の額を総務課に確認して修正すること。
 - ・上記以外は案のとおり決定する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 市民課

件名	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について						
現状・課題	<p>令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、消費活性化策としての「マイナポイントの活用」や、医療の質と利便性の向上に向けた「マイナンバーカードの健康保険証利用」など、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定されました。</p> <p>これに伴い、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国の具体的な工程表が示され9月11日付で国から、マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について依頼がありました。</p> <p>今後、急速にマイナンバーカードの交付件数が増加する見込みであるため、市民課における窓口の発行体制の強化を図る必要があります。</p>						
付議事案	目的	マイナンバーカードの普及					
	対応方策	<p>(計画案の主な内容)</p> <p>1 公務員のマイナンバーカード先行取得による交付件数の増加に伴い非常勤職員を現行の1名体制から3名体制とする。</p> <p>2 来年度から、マイナンバーカードの交付及び申請のための休日開庁を月2回(3名体制)とする。</p> <p>3 来年度から顔写真撮影やオンライン申請などの申請サポートを行う。</p>					
論点(決定を要する事項)	<p>1 部局横断型の推進体制についての決定</p> <p>2 交付枚数の想定についての決定</p> <p>3 交付体制の整備についての決定</p> <p>4 申請受付等の推進についての決定</p>						
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>・マイナンバーカードの交付枚数の想定については、国の全体スケジュールに基づく想定の下限値を下回らないことを目標とする計画として良いと考える。</p> <p>・申請勧奨については、全庁的に各課窓口等でもポスター等を掲示するなどして案内に努めること。</p>						
スケジュール	<p>2019年9月11日 国から交付円滑化計画の策定について依頼</p> <p>24日 ブロック会議(国の説明会)</p> <p>10月7日 市から県への提出期限</p> <p>10月21日 県から国への提出期限</p> <p>11月以降 国による全国市町村の進捗状況のフォローアップ・助言</p> <p>2020年8月以降 健康保険証利用に向けた医療機関等のシステム整備開始</p> <p>マイナポイントを活用した消費活性化策の事業実施</p> <p>2021年3月末 健康保険証利用の本格運用開始</p>						
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)
	条例規則				報道発表		
	議会説明				広報・HP等		
	市民参加						
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで					
参考情報	関係法令等	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱					
	関係課	総務課、企画政策課、財政課、産業振興課、保険年金課					
	事業費	千円 (うち特定財源) 千円					

白井市マイナンバーカード交付円滑化計画（案）

【本表 1-1】 交付枚数想定・体制整備等（市町村用）

基礎情報	
団体コード	122327
都道府県名	千葉県
市町村名	白井市
人口（H31. 1. 1 時点）	63, 723 人
交付枚数（R 元. 8 月末時点）	9, 470 枚
人口に対する交付枚数率	14. 9%
担当課	市民課
担当課電話番号	047-492-1111
担当課メールアドレス	shimin@city.shiroi.chiba.lg.jp

調査項目	
① 部局横断型の推進体制（構築時期）	未定（実施予定なし） 関係部局との情報共有を図り、既存の戦略会議で必要事項について決定する。
② 交付枚数の想定	別添調査票参照【本表 1-1】 本年度中に公務員が先行取得することとなっており、1 1 月から交付枚数が増加することを想定している。
③ 窓口数	白井市役所市民課 1 箇所
④ 土日開庁	（本年度） 毎月最終日曜日 9：00～12：00 （来年度） 毎月最終日曜日 9：00～12：00 毎月第 2 土曜日 9：00～12：00
⑤ 職員配置数	（現在） 職員 1 名、臨時職員 1 名 計 2 名体制 （令和元年 1 1 月～） 職員 1 名、臨時職員 3 名 計 4 名体制 （令和 2 年 4 月～） 職員 2 名、臨時職員 4 名 計 6 名体制
⑥ 統合端末数	端末機器としては、現状の 3 台（窓口 2 台、事務室 1 台）体制で効率良く稼働し、案内・受付を強化する。
⑦ 来庁者への申請勧奨	（本庁）令和 2 年 4 月から来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨を行う。 （支所）実施予定なし

⑧ 申請時来庁方式の実施	現行のマイナンバーカードの交付時に本人確認を行う「交付時来庁方式」に加え、令和2年4月から申請時に本人確認を行い本人限定郵便により自宅でマイナンバーカードを受け取る「申請時来庁方式」も実施する。
⑨ 出張申請受付	未定（実施予定なし） 対象となる企業や商業施設等がないため。
⑩ 申請サポート	令和2年4月から顔写真撮影やオンライン申請などの申請サポートを行う。

【本表 1-2】 所要経費見込み額（市町村用）

	令和元年度	令和2年度
⑪ 個人番号カード交付のための人件費	3, 143, 000円	8, 521, 000円
正規職員（時間外手当） ※休日開庁分	98, 000円 2千円×1.35×12日 ×1人×3h=97,200円	389, 000円 2千円×1.35×24日 ×2人×3h=388,800円
臨時・非常勤職員 ※現在1名体制	2, 990, 000円 (11月から3名体制)	6, 360, 000円 (4名体制)
タブレット端末	1台 30, 000円	—
モバイルプリンター	1台 15, 000円	—
ウェブカメラ	1台 10, 000円	—
本人限定受取郵便の送付に係る経費	0円	1, 771, 200円 ※月300人×12月×492円
個人番号カード交付予約に関する経費	0円	0円
統合端末等に係る経費	0円	0円
⑫ 補正予算案の提出予定時期	令和元年12月議会 ※臨時職員の人件費	

※参考 平成27年国勢調査 就業状態等基本集計（白井市：公務員数1198人）

【本表1-1】交付枚数想定・体制整備等(市町村用)

	団体コード	都道府県名	市町村名	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R元.8末時点)	人口に対する 交付枚数率	担当課名	担当課電話番号	担当課メールアドレス
基礎情報	122327	千葉県	白井市	63,723	9,470	14.9%	市民課	047-492-1111	imin@city.shiroi.chiba.lg

調査項目		R元年 8月(実績)	R元年 9月	R元年 10月	R元年 11月	R元年 12月	R2年 1月	R2年 2月	R2年 3月	R2年 4月	R2年 5月	R2年 6月	R2年 7月	R2年 8月	R2年 9月	R2年 10月	R2年 11月	R2年 12月	R3年 1月	R3年 2月	R3年 3月	R3年度	R4年度	
計画の策定体制	①部局横断型の推進体制	構築時期	未定(実施予定なし)			詳細 関係部局との情報共有を図り、必要事項は既存の戦略会議で決定する。																		
交付枚数の想定	②交付枚数(一月(年)当たり)	103	111	350	500	400	450	500	550	600	650	700	750	1,050	1,350	1,650	1,950	2,250	2,550	2,850	3,150	15,000	15,000	
参考	交付枚数(累計)	9,470	9,581	9,931	10,431	10,831	11,281	11,781	12,331	12,931	13,581	14,281	15,031	16,081	17,431	19,081	21,031	23,281	25,831	28,681	31,831	46,831	61,831	
	人口に対する交付枚数率	14.9%	15.0%	15.6%	16.4%	17.0%	17.7%	18.5%	19.4%	20.3%	21.3%	22.4%	23.6%	25.2%	27.4%	29.9%	33.0%	36.5%	40.5%	45.0%	50.0%	73.5%	97.0%	
	国の全体スケジュールに基づく 想定(交付枚数率)	下限値												23.5%						47.1%	70.6%			
		上限値												31.4%						54.9%	78.5%			
	人口に対する交付枚数率の前月からの増加分			0.2%	0.5%	0.8%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.6%	2.1%	2.6%	3.1%	3.5%	4.0%	4.5%	4.9%	23.5%	23.5%
	マイナンバーカード有効期限切れ件数							4	9	37	25	31	29	33	36	35	35	33	20	26	30	14		
電子証明書有効期限切れ件数							95	176	339	352	348	305	406	366	394	390	379	397	470	268	206			
交付体制の整備	③窓口数	合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		本庁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1窓口当たり交付枚数	103.0	111.0	350.0	500.0	400.0	450.0	500.0	550.0	600.0	650.0	700.0	750.0	1050.0	1350.0	1650.0	1950.0	2250.0	2550.0	2850.0	3150.0		
④土日・夜間開庁	開始時期	土日	令和2年4月			平日夜間						詳細												
実施場所毎	開始時期	本庁	令和2年4月									その他												
	実施回数(一月当たり)	本庁	2.0																					
⑤職員配置数	合計	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0		
	本庁	正規職員	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		臨時・非常勤職員	1.0	1.0	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
		その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		支所	正規職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			臨時・非常勤職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他	正規職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			臨時・非常勤職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1人当たり交付枚数	51.5	55.5	175.0	125.0	100.0	112.5	125.0	137.5	100.0	108.3	116.7	125.0	175.0	225.0	275.0	325.0	375.0	425.0	475.0	525.0		

交付体制の整備	⑥統合端末台数	合計	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
		交付	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		交付前設定	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		本庁	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
		交付	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		交付前設定	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		支所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		交付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		交付前設定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		交付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		交付前設定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		交付用統合端末1台当たり交付枚数	51.5	55.5	175.0	250.0	200.0	225.0	250.0	275.0	300.0	325.0	350.0	375.0	525.0	675.0	825.0	975.0	1125.0	1275.0	1425.0	1575.0				
		交付前設定用統合端末1台当たり交付枚数	103.0	111.0	350.0	500.0	400.0	450.0	500.0	550.0	600.0	650.0	700.0	750.0	1050.0	1350.0	1650.0	1950.0	2250.0	2550.0	2850.0	3150.0				
申請受付等の推進	⑦来庁者への申請勧奨	本庁	令和2年4月				支所	未定(実施予定なし)																		
	⑧申請時来庁	受付件数	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	250	250												
		開始時期	本庁	令和2年4月				支所	未定(実施予定なし)				その他	未定(実施予定なし)												
	⑨出張申請受付	受付件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		開始時期	開始時期	未定(実施予定なし)																						
	⑩申請サポート	開始時期	本庁	令和2年4月				支所	未定(実施予定なし)				その他	令和2年4月												

【本表1-2】所要経費見込み額(市町村用)

	団体コード	都道府県名	市町村名	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R元.8末時点)	人口に対する 交付枚数率
基礎情報	122327	千葉県	白井市	63,723	9,470	14.9%

		令和元年度	令和2年度
①個人番号カード交付事務費補助金の補助対象経費(令和元年度・千円)		3,143	8,521
I. 個人番号カード交付のための人件費		3,088	6,749
	正規職員(時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当)	98	389
	臨時・非常勤職員	2,990	6,360
	その他	0	0
II-1. タブレット端末	購入台数	1	
	購入経費	30	
	うち補助対象分	30	
II-2. モバイルプリンター	購入台数	1	
	購入経費	15	
	うち補助対象分	15	
II-3. ウェブカメラ	購入台数	1	
	購入経費	10	
	うち補助対象分	10	
III. 本人限定受取郵便の送付に係る経費		0	1,772
IV. 個人番号カード交付促進のための個人番号カード交付予約に関する経費		0	0
V. 個人番号カードの交付に用いる統合端末等に係る経費		0	0
その他個人番号カード交付事務費補助金の対象経費		10	0
②補正予算案の提出 予定時期	1回目	令和元年12月	議会
	2回目		議会
	3回目		議会

資料1

市区町村の交付円滑化計画について

令和元年9月12日
総務省自治行政局

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

令和元年6月4日
デジタルガバメント閣僚会議

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を旨し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- (2) 環境整備（本年未までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目標に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目標に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）

- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目標に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービス等の積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ① デジタル・ハローワーク・サービス、② デジタル・キャンパス、③ 納税手続きのデジタル化、④ 建設キャリアアップシステムとの連携、⑤ 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥ 公的サービス等での利用拡大、⑦ マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン等の公的個人認証の利便性向上
5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等
 6. マイナンバーの利活用の促進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効果的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. 主要分野ごとの改革の取組

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

⑤ スマート公共サービス

(i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性や交換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

全体スケジュール

令和元年9月3日
デジタルガバメント関係会議 資料1

(マイナンバーカード交付枚数 (想定))

2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

(マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続	
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始	
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す	
2021年10月	マイナンバーでの薬剤情報の閲覧開始	
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す	
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す	

市区町村の交付円滑化計画の策定に向けた取組

これまでの取組

令和元年6月
～7月

全都道府県での説明会で以下を要請

- ①本年度中の地方公務員等のカードー斉取得
- ②市区町村への来庁機会を捉えた申請勧奨・申請受付
- ③出張申請受付の実施
- ④市区町村の交付円滑化計画の策定・進捗管理 等

同年6月28日

内閣府大臣官房番号制度担当室長・総務省自治行政局長通知等で要請

同年9月11日

市区町村交付円滑化計画の策定通知を发出

同月12日

都道府県市町村担当課長等会議の開催

今後の取組（予定）

同年9月中下旬

市区町村向けブロック説明会の開催

同年10月下旬

市区町村交付円滑化計画の取りまとめ

同年11月～

助言、フォローアップ等の実施

市区町村の交付円滑化計画の策定要請のポイント

デジタル・ガバメント閣僚会議（9月3日）で示された全体スケジュールを踏まえ市区町村の交付円滑化計画の策定を要請。

1. 計画の策定・推進体制

マイナンバーカードを活用した消費活性化策の担当部局など部局横断型の推進体制を記載。

2. 交付枚数の想定

全体スケジュールにおけるマイナンバーカードの年度ごとの交付枚数想定に沿って、各市区町村の年度ごとの交付枚数の想定を記載。

3. 交付体制の整備

本庁・支所・臨時会場ごとの窓口数、土日・夜間開庁、職員配置数などの体制整備の予定を記載。

4. 申請受付等の推進

(1) オンラインでの交付申請を積極的に進めるとともに、申請時来庁方式や出張申請受付方式による受付見込人数及び申請サポートの予定を計画に記載。

※ 企業等や公民館、大規模商業施設、病院・介護施設等、税務署、郵便局などにおける取組のほかハローワークや運転免許センター、地方出入国在留管理局におけるモデル事業の取組状況も記載。

(2) 住民への周知・広報の実施予定を記載

5. 補助金の交付対象経費の見込額

上記3及び4に必要なとなる個人番号カード交付事務費補助金の対象経費の見込額を記載。

6. その他

(1) 交付の滞留防止等のため、交付申請受付件数、交付前設定数等の状況を記載。

(2) マイキーIDの初期設定支援の予定（別途通知）。

マイナンバーカードの申請・交付方法

方式	交付時来庁方式 (通常の交付方式)	申請サポート方式	申請時来庁方式	出張申請受付方式
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 郵送・スマホ・パソコン 証明写真機などで申請 	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真撮影やオンライン申請支援など申請サポート ※民間事業者等でも実施可能	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続などでの来庁時に申請を受付 	<ul style="list-style-type: none"> 企業や商業施設等に市区町村職員が出向き申請を受付
受取方法	市区町村窓口で受取り		本人限定郵便により受取り	本人限定郵便により受取り
イメージ	<p>郵送又はオンライン申請</p> <p>申請書</p> <p>申請者</p> <p>発行事業者</p> <p>市区町村</p> <p>申請者</p> <p>交付</p> <p>本人限定受取郵便</p> <p>市区町村</p> <p>申請者</p> <p>発行事業者</p> <p>市区町村</p> <p>申請者</p>		本人限定受取郵便	本人限定受取郵便
取組例	全市区町村で実施	<ul style="list-style-type: none"> 前橋市(郵便局) 越前町(銀行) 守谷市(成人式会場) 鳴門市(3歳児検診会場) 栗原市(商業施設) 等	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢崎市(転入届出時) 都城市(児童手当の初回申請時) 福島市(税申告相談時) 等	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市(企業) 佐賀市(公民館) 神戸市(商業施設) 酒田市(病院) 杉並区(確定申告会場) 都城市(携帯ショップ) 等

マイナンバーカードの発行等に要する経費（令和2年度要求額）

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議で示された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」等を踏まえ、令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等に向けてマイナンバーカードの普及・利活用を推進
【R2概算要求額：1,493.0億円】

○個人番号カード交付事業費補助金：841.1億円（令和元年度当初：150.0億円）

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、市町村が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任。市町村がJ-LISに対して交付する交付金に対して補助

- ① 通知カード等の作成・発送事業
- ② マイナンバーカードの申込処理・発行事業
- ③ カード製造事業
- ④ コールセンター事業
- ⑤ 保守・運用等事業

○個人番号カード交付事務費補助金：651.9億円（令和元年度当初：61.1億円）

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助

- ① マイナンバーカード交付のための時間外手当等の人件費
- ② 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費
- ③ 臨時交付窓口設置に係る経費
- ④ 交付予約のためのサイト及び電話窓口等に係る経費
- ⑤ マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等に係る経費
- ⑥ マイナンバーカード交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための対応経費
- ⑦ 照会回答書の印刷及び郵送に係る経費
- ⑧ DV被害者・震災避難者のための対応経費
- ⑨ 通知カードの確実な送付のための居住実態の調査経費

個人番号カード交付事務費補助金の交付要綱の主な改正の概要

主な改正内容

補助対象経費の追加

- 申請受付用のタブレット端末、モバイルプリンタ、ウェブカメラの購入費用(令和元年度中)及び出張申請受付等の実施に係る旅費等を新たに対象経費に追加
- 交付予約のためのサイト及び電話窓口に係る経費を対象経費に追加 ※令和元年9月から令和3年3月末まで
- 交付に用いる統合端末等の追加整備に係る経費を対象経費に追加 ※令和元年9月から令和3年3月末まで

算定方式の見直し

- 交付額の算定の根拠となる基準額の算出方法に、出張申請受付及び申請サポート方式のインセンティブを付与
- 基準額との比較算定の結果、実支出額で補助されなかった市町村に対し、出張申請受付の件数に応じて再配分する仕組みを新たに追加
- モデル事業を実施するためにかかる費用については、基準額との比較算定をせずに実支出額を補助の対象とする ※令和3年3月末まで

平成31年1月							平成31年2月							平成31年3月							平成31年4月							令和元年5月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				13	1						11							6			5	2	4	3	12									
5	4	4	2	4			5	4	8	4	1			3	10	4	9	8			5	3	7	5	10						6	2	5	9
	9		15	1				15	5	5	3			5	5	4	2	6			6	10	1	6	7						3		6	7
4	3	5		3		9	11	6	7	10	6		14	2	6	3		8			3	9	4	10	12		15	8	6	4	6	9		10
2	2	6	5				6	8	8	8				15	4	7	5	3		15						2		8	6	5	2	7		
11	18	15	22	21	1	9	22	33	28	27	21	0	14	25	25	18	16	31	0	15	19	24	16	24	41	2	15	19	18	11	19	32	0	10
97							145							130							141							109						

令和元年6月							令和元年7月							令和元年8月							令和元年9月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
8	3	5	2	7			7	3	0	11	5						2	1			2	4	2	4	10		
11	1	3	4	8			2	2	2	7	7			9	5	2	0	3			8	6	9	5	2		
9	5	6	7	4				3	4	3	5				11	3	8	1				1	0	2	5		
4	10	3	1	3		9	4	7	4	5	4		5	8	4	6	0	10		15		6	6	5	7		22
							5	6	10					6	1	3	3	2			5						
32	19	17	14	22	0	9	18	21	20	26	21	0	5	23	21	14	13	17	0	15	15	17	17	16	24	0	22
113							111							103							111						